

第136期

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2024年6月20日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所

名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
JPタワー名古屋 3階
ホール&カンファレンス ホール

※本総会において、お土産のご用意はございません。
ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本総会はインターネットによるライブ配信を
予定しており、併せて、本総会の様子（動画）を
後日当社ホームページにて掲載させていただ
く予定です。

第136期定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件

※ 事業報告

※ 連結計算書類

※ 計算書類

※ 監査報告書

※印は書面交付請求をされた株主様のみにご送付
しております。

 住友理工株式会社

証券コード5191

証券コード 5191
2024年5月28日
(電子提供措置の開始日2024年5月23日)

株 主 各 位

愛知県小牧市東三丁目1番地
住友理工株式会社
執行役員社長 清水和志

第136期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第136期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第136期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.sumitomoriko.co.jp/ir/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の以下の各ウェブサイトにも掲載しております。

株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://s.srdb.jp/5191/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご高覧いただきまして、後述のご案内に従って2024年6月19日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月20日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
JPタワー名古屋 3階 ホール&カンファレンス ホール
3. 会議の目的事項
報告事項1. 第136期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第136期計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 取締役賞与支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合には、代理権を証する書面（委任状等）をご提出ください（当社のホームページ（<https://www.sumitomoriko.co.jp/>）のIR情報欄に委任状等の様式を掲載しておりますのでご利用ください）。

当社は、当該招集ご通知および株主総会参考書類の英訳を、当社ホームページ等に掲載しておりますので、そちらも併せてご参照ください。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・連結計算書類の「連結持分変動計算書」および「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使 についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面、インターネット等による議決権行使

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2024年6月19日(水曜日)
午後5時15分到着分まで

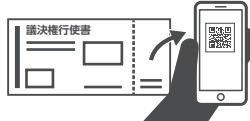


同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。
なお、各議案に賛否の記載がない場合、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2024年6月19日(水曜日)
午後5時15分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2024年6月19日(水曜日)
午後5時15分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

上記URLにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等(「スマート行使」を含む。)と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

- (1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

- (2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式数など)は、下記にお問い合わせください。

- ① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

- ② 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会への出席による議決権行使

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2024年6月20日(木曜日)

午前10時

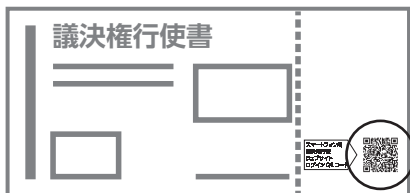
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続はいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

●「スマート行使」によるご行使●

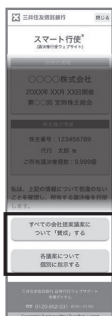
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

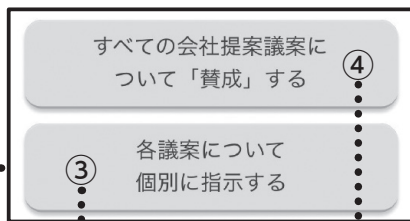


※QRコード[®]は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

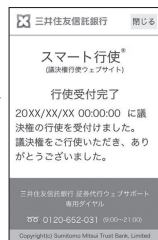


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



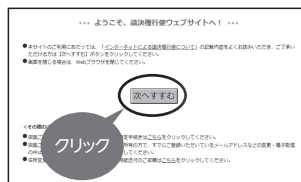
確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

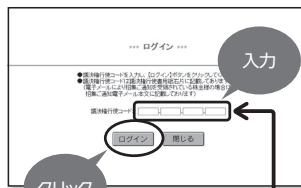
●パソコン等によるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

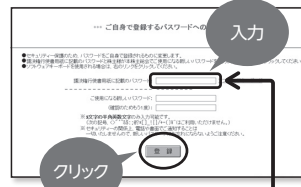


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力し、新しいパスワードを設定後、「登録」をクリック。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会ライブ配信および事前質問に関するご案内

当日ご出席されない株主にインターネットで株主総会の模様を映像と音声で配信いたしますのでご案内申し上げます。また、株主総会の開催に先立って本総会の目的事項に関する事前質問も受け付けいたします。

<株主総会ライブ配信>

1. 配信日時

2024年6月20日（木曜日）午前10時から株主総会終了まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃よりアクセス可能となります。

2. ご視聴方法

- (1) パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み取る方法により、ライブ配信サイト（以下、「本ウェブサイト」）にアクセスをお願いいたします。

ライブ配信サイト : <https://5191.ksoukai.jp>



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- (2) 本ウェブサイトにて、以下のIDおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

ID : 株主番号（9ケタの半角数字）

パスワード : 株主様のご登録住所の郵便番号（ハイフンを除く7ケタの半角数字）
※パスワードは、2024年3月末日（基準日）時点の郵便番号です。

- (3) 本ウェブサイトにて、「参加を申し込む」ボタンをクリックし、ライブ配信のお申し込みをしてください。
(4) 開始時間になりましたら、「参加」ボタンをクリックし、ライブ配信をご視聴ください。

3. 視聴環境テストの方法

「2. ご視聴方法」にてご案内の方法により本ウェブサイトログインされた後、本ウェブサイト内の「視聴確認用動画を再生する」ボタンより、事前に視聴環境のテストを行っていただくことが可能です。

<事前質問の受付>

1. 受付期限

2024年6月13日（木曜日）午後5時15分まで

2. 受付方法

「<株主総会ライブ配信> 2. ご視聴方法」にてご案内の方法により本ウェブサイトにごログインされた後、本ウェブサイト内の「事前質問を行う」ボタンをクリックし、必要事項をご入力の上、「申し込む」ボタンをクリックしてください。

<ライブ配信および事前質問の受付に関する注意事項>

- (1) やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる場合がございます。その場合は、当社ホームページ (<https://www.sumitomoriko.co.jp/>) のIR情報欄にてお知らせいたします。
- (2) ライブ配信をご視聴される株主様は、当日会場にご出席いただく場合と異なり、当日の決議にご参加いただくことができません。書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をお願い申し上げます（3頁目ご参照）。また、当日の審議の際にご質問およびご意見を承ることもできませんので、ご注意ください。
- (3) ライブ配信のご視聴およびご質問の受付は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。視聴用のIDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。なお、複数の端末から同じIDでログインすることはできませんので、ご注意ください。
- (4) ライブ配信の撮影・録画・録音・保存・SNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- (5) ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- (6) 通信環境等により、映像および音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- (7) ご視聴いただく場合の通信料等は株主様のご負担となります。
- (8) ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、ライブ配信の映像は、議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございますので、ご了承ください。
- (9) 事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆様のご関心が特に高く、当日の審議の参考になると当社が判断した事項につきましては、株主総会当日にご回答します。なお、ご質問が本総会の目的事項に関しない場合等は、回答を差し控させていただきます。また、株主様への個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

<お問い合わせ先>

本ライブ配信に関して、お電話によるお問い合わせ先は以下のとおりです。

ライブ配信の視聴について	株式会社バイキューブ 03-6833-6224 受付日時：2024年6月20日（木曜日） 午前9時～株主総会終了まで
--------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第136期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき28円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき28円
総額2,907,090,060円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年6月21日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名（社外取締役3名を含む）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

【ご参考】取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位および担当 (2024年5月23日現在)	取締役会出席回数 (2023年度)
1	しみずかずし 清水和志 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役 執行役員社長 CSR・サステナビリティ委員会 委員長、リスク管理委員会 委員長	15回/15回
2	わくしんいち 和久伸一 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 常務執行役員 生産機能本部、品質保証統括本部、 情報システム所管 品質委員会 委員長	14回/15回
3	やまねひでお 山根英雄 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 常務執行役員 法務、広報IR、人事総務本部、経理財 務本部、経営企画所管 コンプライアンス委員会 委員長	15回/15回
4	やすだひでよし 安田日出吉 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 常務執行役員 自動車事業統合本部、グローバル自動 車営業本部、グローバル調達本部所管	12回/12回
5	やのかつひさ 矢野勝久 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 常務執行役員 産業用機能部品事業本部所管	12回/12回
6	いりたにまさあき 入谷正章 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	社外取締役（筆頭独立社外取締役） 指名・報酬委員会 委員長	15回/15回
7	はながたしげる 花形滋 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	社外取締役 ガバナンス委員会 委員長	15回/15回
8	みやぎまりこ 宮城まり子 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	社外取締役	15回/15回

再任 再任候補者 社外 社外取締役候補者 独立 金融商品取引所の定めに基づく独立役員候補者

注：取締役候補者安田日出吉氏および矢野勝久氏の取締役会出席回数は、2023年6月15日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	し みず かず し 清水和志 (1961年6月29日生)	1984年 4 月 住友電気工業(株)入社 2001年10月 (株)アドヴィックス 出向 2007年 2 月 住友電気工業(株) 豊田支店第一電装 システム営業部長 2010年 4 月 同自動車事業本部 中部営業統轄部 長 2013年 6 月 同執行役員、自動車事業本部 副本 部長 2016年 6 月 同常務執行役員 (株)アドヴィックス 監査役 2018年 4 月 当社専務執行役員 2019年 4 月 同防振事業本部長、社会貢献委員 会 委員長 2019年 6 月 同代表取締役 現在に至る 2019年 6 月 同執行役員副社長 2020年 6 月 同CSR委員会 委員長 2020年 6 月 同執行役員社長、リスク管理委員 会 委員長 現在に至る 2021年 6 月 同自動車事業統合本部長 2021年 7 月 同CSR・サステナビリティ委員会 委員長 現在に至る	10,000株
(取締役候補者とした理由) 清水和志氏は、当社執行役員社長として、当社グループの成長に向けた構造改革や体 質強化で手腕を発揮しています。また、CSR・サステナビリティ委員会委員長として、 気候変動関連を含むSDGsの積極的な推進および人権尊重の取り組み等を主導してい ます。経営および事業運営における豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社取締 役として適任であると判断いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	わ く しん いち 和 久 伸 一 (1962年2月27日生)	1985年4月 当社入社 2003年6月 同化成産事業部 化成産生産本部 生産技術部長 2007年6月 同化成産事業部 化成産生産本部長 2013年4月 同IT・エレクトロニクス事業本部 化成産事業部長 2014年6月 同執行役員 2018年1月 同エレクトロニクス事業本部長 2019年6月 同常務執行役員 現在に至る 2020年4月 同モノづくり研究所長 2020年4月 同生産機能本部長 現在に至る 2020年6月 同安全衛生委員会 委員長 2020年6月 同取締役、品質委員会 委員長、品 質保証統括本部長 現在に至る	13,353株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>和久伸一氏は、当社エレクトロニクス事業本部長として同事業のグローバル展開や構造改革で実績を残し、その後、当社生産機能本部長として当社グループの生産機能強化およびカーボンニュートラルに向けた取り組み等を主導しています。また、品質保証統括本部長として当社の品質保証体制の構築・改善に手腕を発揮しています。経営および事業運営における豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社取締役として適任であると判断いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	<p style="text-align: center;">やま ね ひで お 山 根 英 雄 (1961年11月21日生)</p>	<p>1984年 4 月 住友電気工業(株)入社 2005年 7 月 Sumitomo Electric Finance U.S.A.,Inc. 社長 2014年 1 月 住友電気工業(株) 経理部次長 2015年 4 月 (株)アライドマテリアル 理事・支配 人 2016年 6 月 同取締役・支配人 2019年 6 月 同常務取締役 2020年 6 月 当社常務執行役員 現在に至る 2021年 6 月 同経理財務本部長 現在に至る 2022年 6 月 同取締役、コンプライアンス委員 会 委員長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) Sumitomo Riko (Asia Pacific) Ltd. 社長</p>	8,276株
<p>(取締役候補者とした理由) 山根英雄氏は、当社経理財務本部長として、グループ・グローバルでの財務管理の最適化を主導してきました。また、法務、広報IR、人事総務本部、経営企画の所管役員として、急速に変化する事業環境に対し、経営リスクに的確に対応できる管理体制の構築を主導してきました。経営および事業運営における豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社取締役として適任であると判断いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	やす だ ひ で よ し 安 田 日出吉 (1962年3月31日生)	1990年 1 月 当社入社 2007年 2 月 同ラミネート事業部 営業部長代理 2010年 4 月 東海橡塑(嘉興)有限公司 総経理 2016年 6 月 当社執行役員 2017年 6 月 同第1グローバル自動車営業本部長 2019年 6 月 同常務執行役員 現在に至る 2020年 6 月 同グローバル自動車営業本部長 2022年 6 月 同グローバル調達本部長 現在に至る 2023年 6 月 同取締役、自動車事業統合本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 住友理工企業管理(中国)有限公司 董事長	3,309株
(取締役候補者とした理由) 安田日出吉氏は、当社中国子会社社長およびグローバル自動車営業本部長などを歴任したのち、現在は当社自動車事業統合本部長およびグローバル調達本部長として、当社グループの業績向上に尽力しています。経営および事業運営における豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社取締役として適任であると判断いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	<p style="text-align: center;"> <small>や の かつ ひさ</small> 矢野勝久 (1962年11月1日生) </p>	<p> 1985年4月 当社入社 2010年1月 同防振事業部 防振技術本部長 2013年4月 同防振事業本部 防振事業部長 2014年3月 同執行役員 2017年6月 Sumitomo Riko America, Inc. 社長 SumiRiko Tennessee, Inc. 会長 SumiRiko Ohio, Inc. 会長 SumiRiko Technical Center America, Inc. 社長 2017年6月 当社常務執行役員 現在に至る 2021年6月 同自動車事業統合本部 副本部長、 防振事業本部 副本部長 2023年6月 同取締役、産業用機能部品事業本 部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 東海橡塑(合肥)有限公司 董事長 </p>	4,279株
<p>(取締役候補者とした理由) 矢野勝久氏は、当社米国子会社社長、自動車事業統合本部副本部長および防振事業本部副本部長として同事業の体質改善に向けた構造改革で実績を残し、現在は当社産業用機能部品事業本部長として同事業のグローバル展開や収益力強化を主導しています。経営および事業運営における豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社取締役として適任であると判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	<p style="text-align: center;">いり たに まさ あき 入 谷 正 章 (1950年1月4日生)</p> <p style="text-align: center;">☐ 社外取締役候補者 ☐ ☐ 独 立 役 員 ☐</p>	<p>1976年4月 弁護士登録（入谷法律事務所入所） 現在に至る</p> <p>2006年6月 当社社外監査役</p> <p>2008年4月 愛知県弁護士会 会長</p> <p>2011年6月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>2016年7月 愛知県公安委員会 委員長</p> <p>2019年2月 当社指名・報酬委員会 委員長 現在に至る</p> <p>2019年7月 愛知県人事委員会 委員長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 入谷法律事務所 所長、 愛知県人事委員会 委員長、 (株)中央製作所 社外取締役（監査等委員）、 アイホン(株) 社外取締役、 東陽倉庫(株) 社外監査役</p>	23,279株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割)</p> <p>入谷正章氏は、企業法務の専門家であるとともに愛知県弁護士会会長、愛知県人事委員会委員長を務めるなど幅広い分野で実績をあげています。また、法律家として豊富な経験と高い見識を有する同氏は、筆頭独立社外取締役として、社外取締役と経営陣および株主等のステークホルダーとの対話の円滑化、および当社指名・報酬委員会委員長として、客観的かつ透明性ある手続きの確保に貢献することが期待されることから、当社取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は、過去および現在において一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから引き続き独立役員に指定する予定です。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	<p>はな がた しげる 花 形 滋 (1950年10月31日生)</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p>	<p>1973年 4 月 三井物産(株)入社 1989年10月 Mitsui Machinery Sales (UK) Limited 社長 1996年 1 月 Subaru Italia S.p.A. 社長 1999年 2 月 三井物産(株) 本店自動車第2部長 2004年 4 月 同本店機械本部 副本部長 2006年 4 月 同執行役員 2007年 4 月 同自動車本部長 2009年 4 月 同常務執行役員、中部支社長 2014年 6 月 当社社外取締役 現在に至る 2019年 6 月 同ガバナンス委員会 委員長 現在 に至る</p>	12,304株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割)</p> <p>花形滋氏は、世界規模で事業を展開する上場企業の執行役員として長年活躍するなど国内外の企業経営と事業運営で実績をあげてきました。また、豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社ガバナンス委員会委員長として、当社グループのコーポレートおよびグループガバナンス体制等の整備および向上に貢献することが期待されることから、当社取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は、過去および現在において一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから引き続き独立役員に指定する予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
8	<p style="text-align: center;">みやぎ まりこ 宮城 まり子 (1947年12月19日生)</p> <p style="text-align: center;">社外取締役候補者</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>1971年4月 聖母病院精神神経科 臨床心理士</p> <p>1991年4月 産能大学(現 産業能率大学) 経営情報学部 教授</p> <p>1997年8月 カリフォルニア州立大学大学院教育学研究科 客員研究員</p> <p>2002年4月 立正大学心理学部臨床心理学科 教授</p> <p>2008年4月 法政大学キャリアデザイン学部 教授、法政大学大学院キャリアデザイン学研究科 教授</p> <p>2011年4月 法政大学 キャリアセンター長</p> <p>2012年4月 日本キャリア教育学会 理事</p> <p>2012年10月 日本産業カウンセリング学会(現日本キャリア・カウンセリング学会) 会長</p> <p>2015年4月 法政大学大学院キャリアデザイン学研究科 研究科長、立正大学大学院心理学研究科 非常勤講師</p> <p>2015年4月 日本キャリア・カウンセリング学会 名誉会長 現在に至る</p> <p>2018年4月 キャリア心理学研究所 代表 現在に至る</p> <p>2018年6月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>キャリア心理学研究所 代表、 公益財団法人 オリックス宮内財団 理事、 学校法人フェリス女学院 監事、 日本キャリア・カウンセリング学会 名誉会長</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割)</p> <p>宮城まり子氏は、法政大学キャリアデザイン学部教授、同大学院キャリアデザイン学研究科長などを歴任し、心理学やキャリアデザイン論の分野で顕著な業績をあげています。臨床心理実務、教育研究および組織運営において豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社CSR・サステナビリティ委員会委員として従業員の就業環境向上やダイバーシティ経営の推進に貢献することが期待されることから、当社取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は、過去および現在において一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから引き続き独立役員に指定する予定です。</p>			

- 注1：取締役候補者のうち、現在取締役である者の当社における担当は、事業報告に記載しております。
- 注2：取締役候補者入谷正章氏、花形滋氏および宮城まり子氏は、社外取締役候補者であります。
- 注3：社外取締役候補者入谷正章氏は、入谷法律事務所の所長であります。当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 注4：社外取締役候補者宮城まり子氏は、キャリア心理学研究所の代表であります。当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 注5：社外取締役候補者入谷正章氏の当社の社外取締役の就任期間は、本総会の終結の時をもって13年となります。
- 注6：社外取締役候補者花形滋氏の当社の社外取締役の就任期間は、本総会の終結の時をもって10年となります。
- 注7：社外取締役候補者宮城まり子氏の当社の社外取締役の就任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。
- 注8：社外取締役候補者入谷正章氏、花形滋氏および宮城まり子氏と当社との間においては、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
- 注9：当社は、社外取締役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、企業経営や法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識と高い見識を有することにより、当社の経営課題に対し積極的かつ建設的な提言・提案を期待できることを要件としています。
- 注10：当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定です。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役大橋武弘、関根愛子および百嶋計の各氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	なん の たか のぶ 南野高伸 (1958年10月22日生) 新 任	1984年4月 当社入社 2010年7月 TRI(Poland)Sp.z.o.o. (現 SumiRiko Poland Sp.z.o.o.) 社長 2015年6月 当社常務執行役員、社会貢献委員会 委員長 2016年6月 同グローバル自動車営業本部長 2017年4月 SumitomoRiko Europe GmbH 社長 当社第2グローバル自動車営業本部長 2019年4月 同中国自動車営業本部長 2020年6月 同産業用機能部品事業本部長 2023年6月 同顧問 現在に至る	11,200株
(監査役候補者とした理由) 南野高伸氏は、当社常務執行役員として、グローバル自動車営業本部長や産業用機能部品事業本部長などを歴任し、当社グループの収益力向上と経営基盤強化を推進してきました。当社グループでの豊富な経験と事業全般に関する知見を有している同氏は、当社監査役として適任であると判断いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	<p>ひやく しま はかる 百 嶋 計 (1958年12月20日生)</p> <p>社外監査役候補者 独立役員</p>	<p>1981年4月 大蔵省(現 財務省) 入省 1999年7月 東京国税局査察部長 2011年7月 国税庁長官官房審議官 2012年7月 名古屋国税局長 2015年4月 独立行政法人造幣局 理事長 2018年4月 財務省大臣官房審議官 2019年4月 追手門学院大学経営学部経営学科 教授、財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員 現在に至る 2019年10月 京都大学公共政策大学院 非常勤講 師 2020年6月 当社社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 追手門学院大学経営学部経営学科 教授、 京都大学公共政策大学院 非常勤講師、 財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員、 一般社団法人なら文化交流機構 理事、 公益財団法人国立京都国際会館 評議員、 奈良ユネスコ協会 理事、 一般財団法人青松会 理事、 (株)大阪ソーダ 社外取締役、 扶桑化学工業(株) 社外取締役</p> <p>(社外監査役候補者とした理由) 百嶋計氏は、東京国税局査察部長、名古屋国税局長、独立行政法人造幣局理事長、財務省大臣官房審議官などを歴任し、財務および税務の分野で豊富な経験を有しています。財務および税務の専門家として豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社監査役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は、過去および現在において一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから引き続き独立役員に指定する予定です。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	まつだ れいこ 松田 玲子 (1961年2月19日生) 新 任 社外監査役候補者 独立役員	1986年10月 港監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所 1990年 3月 公認会計士登録 現在に至る 2003年 6月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 入所 2006年 6月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） パートナー 2019年 7月 日本公認会計士協会 自主規制本部品質管理委員会 主席レビューアー 2022年 7月 日本公認会計士協会 自主規制本部テクニカル・ディレクター	0株
(社外監査役候補者とした理由) 松田玲子氏は、長年にわたり公認会計士として、大手監査法人のパートナーや日本公認会計士協会自主規制本部品質管理委員会の主席レビューアーを歴任するなど、財務会計に精通しています。会計監査、内部統制などの専門的な分野において豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社監査役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人での勤務経験がありますが、2004年12月に同法人を退職しており一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定する予定です。			

注1：監査役候補者百嶋計氏および松田玲子氏は、社外監査役候補者であります。

注2：社外監査役候補者百嶋計氏の当社の社外監査役の就任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。

注3：社外監査役候補者百嶋計氏と当社との間においては、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

注4：社外監査役候補者松田玲子氏と当社との間においては、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結することを予定しております。

注5：当社は、社外監査役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、企業経営や法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識と高い見識を有することにより、当社の経営課題に対し積極的かつ建設的な提言・提案を期待できることを要件としています。

注6：当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定です。

【ご参考】 当社取締役会のスキルマトリックス（2024年6月20日以降）

当社の経営戦略、経営計画等を踏まえて、各取締役および監査役の専門性・スキルに関する項目を設定しています。各取締役および監査役の有する全てのスキルや、専門的な知見を表すものではありません。

役職・氏名		専門性と経験					
		経営	技術開発	製造モノづくり	財務会計	法務リスク管理	人材ダイバーシティ&インクルージョン
代表取締役 執行役員社長	清水和志	○	○				○
取締役 専務執行役員	和久伸一	○	○	○			
取締役 専務執行役員	山根英雄	○			○	○	○
取締役 専務執行役員	安田日出吉	○		○			○
取締役 常務執行役員	矢野勝久	○	○	○			
社外取締役	入谷正章	○				○	
社外取締役	花形滋	○				○	
社外取締役	宮城まり子	○					○
常勤監査役	前田裕久	○			○	○	
常勤監査役	南野高伸	○	○	○			
社外監査役	百嶋計	○			○	○	
社外監査役	小池達子	○				○	○
社外監査役	松田玲子	○			○		○

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役8名のうち社外取締役3名を除く5名に対して、当期の業績を勘案し、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役賞与総額110百万円以内を支給いたしたいと存じます。なお、当社は取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、経済活動の正常化が進みました。一方で、長期化する世界的な物価の高止まりや金融引き締めに伴う為替変動に加え、中国をはじめとする景気の減速、ウクライナや中東地域における地政学的リスクにより、依然として先行き不透明な状況が続いています。

当社グループの事業に関する業界について、主に自動車市場においては原燃料価格や人件費などの高騰影響を受けながらも、供給制約の緩和と堅調な需要により、主要顧客の生産台数は高水準で推移しました。

このような中、当社グループでは「2029年 住友理工グループVision」(2029V)で定めた、ありたい姿「理工のチカラを起点に、社会課題の解決に向けてソリューションを提供し続ける、リーディングカンパニー」への変革に向けて、3ヶ年の事業計画である「2025年 住友理工グループ中期経営計画」(2025P)に基づき、事業活動を推進しています。

当連結会計年度における連結業績については、売上高は615,449百万円(前期比13.8%増)、事業利益は37,033百万円(前期比107.2%増)、営業利益は33,977百万円(前期比105.2%増)、税引前当期利益は30,805百万円(前期比106.6%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は18,641百万円(前期比178.9%増)となりました。

売上高	6,154億円 (前期比13.8%増)
事業利益	370億円 (前期比107.2%増)
営業利益	340億円 (前期比105.2%増)
税引前当期利益	308億円 (前期比106.6%増)
親会社の所有者に帰属する当期利益	186億円 (前期比178.9%増)

注：事業利益については28頁をご参照ください。

各セグメントの業績は、次のとおりです。

【各部門の状況】

① 自動車用品部門

外部顧客への売上高は、前年同期における顧客の減産からの回復や、円安の進行による為替換算の影響もあり、559,516百万円（前期比16.5%増）となりました。

事業利益は、主に販売数量増加や原燃料価格高騰分の一部価格転嫁により、34,383百万円（前期比132.7%増）となりました。

② 一般産業用品部門

外部顧客への売上高は、55,933百万円（前期比7.9%減）となりました。高圧ホースおよびプリンター向け機能部品は主要顧客の生産台数減少により、減収となりました。

事業利益については、原燃料価格高騰分の価格転嫁が進んでいるものの、売上減少により、2,650百万円（前期比14.4%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期において実施した設備投資の総額は291億円で、部門別には次のとおりとなっております。

事業部門	設備投資額	主な設備投資の内容
自動車用品	253億円	防振ゴム、ホース、内装品、燃料電池（FC）部材、ゴムシール材の増産および合理化投資など
一般産業用品	38億円	精密樹脂ブレード・ロール、高圧ホース・搬送用ホースの増産および合理化投資など

(3) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、経常的な資金調達のみで特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、サステナブルな社会実現に向けた世界的な潮流や「CASE」といった自動車業界の大変革に加え、足元では緊迫したウクライナ情勢の長期化や中東地域における地政学的リスク、原燃料価格の変動や人件費等の高騰といった影響によって先行きの不透明さはあるものの、経済活動の回復は緩やかに継続することが期待されます。

このような中、当社グループでは3ヶ年の事業計画である2025Pに基づき事業活動を推進しています。

当社グループの強みであるコアコンピタンス「高分子材料技術」「総合評価技術」を駆使した製品開発と、グローバルでの生産体制を生かした受注の拡大、原価低減活動および間接費抑制を継続して推進することで、収益性を高め、経営基盤を強化していきます。また財務目標の達成と、ESG経営や資本コスト・株価を意識した経営の推進により、幅広いステークホルダーの皆様とともに持続的な成長と豊かな社会実現を目指していきます。

新製品の開発については、親会社である住友電気工業株式会社との連携を強化し、これまで以上にシナジーを創出できるように進めていきます。

〔自動車用品部門〕

自動車業界においては、技術革新の波が進行し、企業はこれらへの迅速な対応にとどまらず、カーボンニュートラルに象徴されるような社会課題解決への積極的な関与が求められています。

当社グループにおいては、創業以来培ってきたコアコンピタンスをもとに、これからの自動車（モビリティ）に新たな価値を提供する製品の創出と開発を進めています。

現在、新商品開発センターが主体となって、CASEにおける「A：Autonomous（自動運転）」「E：Electric（電動化）」2領域の新製品開発に注力しています。

当社のコア技術より生まれた薄膜高断熱材「ファインシュライト®」は、電気自動車（EV）のネックとされる電費・航続距離問題・電池の安全性向上などといった、様々な課題解決に寄与すると考えています。

防振ゴム事業については、EV時代にあわせ、エンジンマウントから振動制御をより高度化させたモーターマウントやeAxleマウントといった製品へ進化させ、日系自動車メーカーのみならず、海外自動車メーカーへの拡販を進めています。自動車用ホース事業については、EV用の電池やモーターをはじめとする部品の熱マネジメントのニーズの高まりに合わせ、他の製品で培った流体搬送技術を生かした冷却系ホ

ースやバッテリー冷却板などの開発にも注力しています。また、各国の環境規制に対応した燃料ホースやバイオ燃料用の燃料ホースなどの拡販を継続しています。

水素社会の実現に向けては、燃料電池自動車（FCEV）向けの基幹部品を供給しており、トヨタ自動車株式会社のMIRAIにも当社製品が継続採用されています。

さらに、一般産業用品部門の事業である「リフレシャイン」は、高透明遮熱・断熱窓用フィルムで、主に建物用としての展開を行ってきましたが、当社グループが2029Vで目指す、技術・事業領域の深化・融合を進めるなかで、車載用フィルムとしての用途を拡大させました。2023年度ではマレーシアを中心に採用が進みましたが、継続して東南アジア各国・インドなどへの拡販活動の強化や、用途の拡大に向けた共創やシナジーを強化していく計画です。

当社グループにおける欧州の業績低迷については、先行で構造改革を実施した米州と同様に、早急に対処すべき経営課題として認識しています。EVをはじめとする市場の動向の見極めと、事業再建に向けた構造改革の着手に加え、売価改善活動や工程改善等によるロス低減にも継続して取り組むことで、収益性の改善を進めていきます。

今後も課題拠点の構造改革の完遂と、売上拡大・原価低減の三本柱によって、さらなる収益力向上と筋肉質な企業体質への転換を進めていきます。また最適なグローバル生産体制のもと、生まれの良いモノづくり基盤を確立し、他社との協業も通じて全方位での持続的な成長を目指していきます。

〔一般産業用品部門・新規事業部門〕

当社グループは、主力事業の「自動車（モビリティ）」分野に加えて、「インフラ・住環境」「エレクトロニクス」「ヘルスケア」といった、社会環境基盤の構築に不可欠な分野へも事業展開しています。

一般産業用品部門のうち、住環境分野においては、ビル用制震システム・TRCダンパーが新規開業した中日ビル（愛知県名古屋市）に採用されました。制震システムのさらなる採用の広がりによって、地震が多い我が国を中心に防災・減災への貢献が期待されます。インフラ分野における高圧ホースについては、原価低減とともに補修品市場への積極的な参入や未進出エリアを中心にグローバル拡販を進め、収益性向上を目指します。エレクトロニクス分野では、事務機器市場の成熟や働き方の変化による需要変動に対して、柔軟に対応できる体制への転換を目的とした構造改革を進めています。ヘルスケア分野では、SRセンサを応用した「モニライフシリーズ」が令和5年度中部地方発明表彰において「文部科学大臣賞」と、令和5年度愛知発明表彰「発明奨励賞」を受賞しました。宿泊業界において、宿泊者への睡眠解析サービスや質の高

い睡眠環境の提供への活用が検討され、当社グループの技術・製品開発を通じて、人々の暮らしと健康への貢献を目指していきます。

新規事業部門では、社会の要請に応えられるよう投資すべき重点事業分野を見極め、事業基盤の強化を図っていきます。特に、2029Vに沿って、当社グループの技術領域の融合を進め、他社との共創や新領域への挑戦をより一層強化し、新たな収益の柱となる事業を見いだしていきます。すでに、培養肉や再生医療といった分野への挑戦を、積極的に進めています。

「ファインシュライト」は、その高いレベルでの保温・保冷機能から、食品や医薬品などの定温輸送に活用されてきたほか、アウトドア用品にも採用されました。また、工場設備に取り付けることで、熱効率が向上し省エネにつながったという実証結果も得られており、カーボンニュートラルを目指す社会ニーズにマッチし、採用が進んでいます。引き続きファインシュライトの応用性を模索し、新事業展開や更なる用途拡大に向けた協業先探索を行っていきます。

これら以外にも、サーキュラーエコノミーへの取り組みとして、LanzaTech Global Inc.および住友ゴム工業株式会社・住友電気工業株式会社との協業が進んでいます。製品を供給するだけでなく、廃棄物の回収・再利用といった循環型社会の実現を目指して、長期的な目線をもった取り組みを進めています。

私たちはこれまで、モノづくり企業として90年以上にわたって培ってきたコアコンピタンスを軸に、住友事業精神が謳う「萬事入精（ばんじにつせい）」「信用確実」「不趨浮利（ふすうふり）」を忠実に守りながら、「安全・環境・コンプライアンス・品質（S.E.C.Q.）」の取り組みを積み重ねてきました。これからも世界中で必要とされる“Global Excellent Manufacturing Company”への成長を目指して、創立100周年に向け、着実な歩みが続けていきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	年度	2020年度 第133期	2021年度 第134期	2022年度 第135期	2023年度 (当連結会計年度) 第136期
売上高		3,979億円	4,460億円	5,410億円	6,154億円
事業利益		79億円	65億円	179億円	370億円
営業利益		2億円	11億円	166億円	340億円
親会社の所有者に 帰属する当期利益		△50億円	△64億円	67億円	186億円
基本的1株当たり 当期利益		△47円74銭	△61円23銭	64円37銭	179円54銭
資産合計		3,795億円	4,083億円	4,200億円	4,418億円
資本合計		1,715億円	1,790億円	1,897億円	2,225億円

注1：会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。

注2：事業利益は、売上高から売上原価、販売費および一般管理費を控除し、持分法による投資損益を含めて算出しております。連結損益計算書上に定義されていない指標であるものの、当社の業績を評価する上で有用な情報であると判断し追加的に開示しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況等

① 親会社との関係

会社名	資本金	持株比率			当社との関係
		直接保有	間接保有	合計	
住友電気工業株式会社	百万円 99,737	% 49.64	% 1.14	% 50.78	当社製品の販売

注1：「持株比率」は、発行済株式の総数から自己株式（218,161株）を除いて計算しております。

注2：「持株比率」の「間接保有」欄の数値は、住友電気工業株式会社の子会社が保有する当社株式にかかる持株比率を記載しております。

当社は、当社の経営改善の成果を高めることを目的として、親会社である住友電気工業株式会社との間において、経営指導契約を締結しています。

当社と住友電気工業株式会社との間の取引は、当社連結売上高に対して2%程度の営業取引およびその他の取引がありますが、取引を行う場合にはアームス・レンジス・ルールに従うものとし、また、取締役会規程で定める一定規模以上の取引を行う場合には、独立性の高い社外役員の出席する取締役会における承認を要するものとしています。

さらに、取締役会付議基準に該当しない取引を含め、親会社との取引の状況について、定期的に取り締役会へ報告しています。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社グループの議決権比率	主要な事業内容
東海化成工業株式会社	岐阜県 可児郡	百万円 100	% 80.00	自動車用制音音・内装品の製造および販売
住友理工ホーステックス株式会社	京都府 綾部市	3,000	100.00	高圧ホース・搬送用ホースの製造および販売
株式会社住理工九州	大分県 豊後高田市	100	100.00	自動車用防振ゴムの製造および販売
株式会社住理工大分A E	大分県 豊後高田市	450	100.00	精密樹脂ブレード・ロールの製造および販売
住理工商事株式会社	名古屋市中区	100	100.00	一般産業用ゴム・樹脂製品、土木・建築用資材の販売等
株式会社住理工ロジテック	愛知県 小牧市	70	90.00	物流業務の受託
Sumitomo Riko America, Inc.	米国 ミシガン州	米ドル 879	100.00	米州地域の子会社に対するコーポレート業務の支援
SumiRiko Tennessee, Inc.	米国 テネシー州	446	100.00	自動車用防振ゴム・ホースの製造および販売
SumiRiko Ohio, Inc.	米国 オハイオ州	百万米ドル 5	100.00	自動車用防振ゴムの製造および販売
SumiRiko Technical Center America, Inc.	米国 ミシガン州	米ドル 35	100.00	実車の振動・騒音の解析、部品の評価、技術サービス・情報収集

会社名	所在地	資本金	当社グループ の議決権比率	主要な事業内容
S-Riko de Querétaro, S.A.P.I. de C.V.	メキシコ ケレタロ州	百万メキシコペソ 752	% 100.00	自動車用防振ゴム・内 装品の製造および販売
S Riko Automotive Hose Tecalón Brasil S.A.	ブラジル ミナスジェライス州	百万ブラジルレアル 411	100.00	自動車用ホースの製造 および販売
SumiRiko Poland Sp. z o. o.	ポーランド マウオポルスカ県	百万ポーランドズロチ 32	77.06	自動車用防振ゴムの製 造および販売
Sumitomo Riko Europe GmbH	ドイツ ヘッセン州	百万ユーロ 12	100.00	欧州地域の子会社に対 するコーポレート業務 の支援
SumiRiko AVS Holding Germany GmbH	ドイツ ヘッセン州	5	100.00	同社の子会社を管理す る持株会社
SumiRiko AVS Czech s.r.o.	チェコ ズリーナ州	百万チェココルナ 7	100.00	自動車用防振ゴムの製 造および販売
SumiRiko Italy S.p.A.	イタリア ピエモンテ州	百万ユーロ 30	100.00	自動車用ホースの製造 および販売
SumiRiko Automotive Hose Tunisia Sarl	チュニジア アリアナ県	百万チュニジア・ ディナール 29	100.00	自動車用ホースの製造 および販売
東海橡塑（天津）有限公司	中国 天津市	百万人民元 116	86.43	自動車用防振ゴム・ホ ースの製造および販売
東海橡塑（合肥）有限公司	中国 安徽省	257	89.18	高圧ホース・一般産業 用ゴムの製造および販 売
住友理工企業管理（中国）有限公司	中国 浙江省	5	100.00	中国地域の子会社に対 するコーポレート業務 の支援
東海橡塑（嘉興）有限公司	中国 浙江省	243	100.00	自動車用防振ゴムの製 造および販売
東海橡塑技術中心（中国）有限公司	中国 浙江省	89	100.00	自動車用防振ゴム・ホ ースの開発
東海橡塑（広州）有限公司	中国 広東省	181	100.00	自動車用防振ゴム・ホ ースの製造および販売

会社名	所在地	資本金	当社グループ の議決権比率	主要な事業内容
Tokai Imperial Rubber India Private Limited	インド ハリヤナ州	百万インドルピー 303	% 60.00	自動車および二輪車用 ホースの製造および販 売
SumiRiko Eastern Rubber (Thailand) Ltd.	タイ ラヨン県	百万バーツ 153	66.00	自動車用防振ゴム・ホ ースの製造および販売
Sumitomo Riko (Asia Pacific) Ltd.	タイ ラヨン県	20	100.00	アジア地域の子会社に 対するコーポレート業 務の支援
Inoac Tokai (Thailand) Co., Ltd.	タイ アユタヤ県	45	50.57	自動車用ホースの製造 および販売
PT. Tokai Rubber Indonesia	インドネシア 西ジャワ州	億インドネシアルピア 3,506	91.54	自動車用防振ゴムの製 造および販売

注1：当社グループの「議決権比率」は、間接保有割合を含んでおります。

注2：資本金は現地通貨をベースとして記載しております。

注3：東海化成工業株式会社については、2023年12月31日付で減資を実施し、資本金を100百万円としております。

(7) 主要な事業内容

事業部門	主要製品
自動車用品	防振ゴム、ホース、制遮音品、内装品、燃料電池（FC）部材、ゴムシール材等
一般産業用品	精密樹脂ブレード・ロール、車両用・住宅用・橋梁用防振ゴム、高圧ホース・搬送用ホース等

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本店	愛知県小牧市
グローバル本社	名古屋市中村区
支社	東京支社（東京都港区）、大阪支社（大阪市北区）
製作所	小牧製作所（愛知県小牧市）、富士裾野製作所（静岡県裾野市）
事業所	松阪事業所（三重県松阪市）、埼玉事業所（埼玉県上尾市）、京都事業所（京都府綾部市）

② 関係会社 (国内)

会社名	所在地
東海化成工業株式会社	岐阜県可児郡
住友理工ホーステックス株式会社	京都府綾部市
株式会社住理工九州	大分県豊後高田市
株式会社住理工大分 A E	大分県豊後高田市
住理工商事株式会社	名古屋市中区

(海外)

会社名	所在地
SumiRiko Tennessee, Inc.	米国 テネシー州
SumiRiko Ohio, Inc.	米国 オハイオ州
S-Riko de Querétaro, S.A.P.I. de C.V.	メキシコ ケレタロ州
S Riko Automotive Hose Tecalon Brasil S.A.	ブラジル ミナスジェライス州
SumiRiko Poland Sp. z o. o.	ポーランド マウオポルスカ県
SumiRiko AVS Czech s.r.o.	チェコ ブリェン州
SumiRiko Italy S.p.A.	イタリア ピエモンテ州
SumiRiko Automotive Hose Tunisia Sarl	チュニジア アリアナ県
東海橡塑(天津)有限公司	中国 天津市
東海橡塑(合肥)有限公司	中国 安徽省
東海橡塑(嘉興)有限公司	中国 浙江省
東海橡塑(広州)有限公司	中国 広東省
Tokai Imperial Rubber India Private Limited	インド ハリヤナ州
SumiRiko Eastern Rubber (Thailand) Ltd.	タイ ラヨン県

会社名	所在地
Inoac Tokai (Thailand) Co., Ltd.	タイ アユタヤ県
PT. Tokai Rubber Indonesia	インドネシア 西ジャワ州

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
25,692名	647名増

注：「従業員数」は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）です。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	284.1億円
三井住友信託銀行株式会社	66.7億円
株式会社三菱UFJ銀行	34.7億円
農林中央金庫	14.6億円
株式会社日本政策投資銀行	10.0億円

注：株式会社三井住友銀行の借入額は、同社をエージェントおよびアレンジャーとするシンジケートローン124.9億円が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 104,042,806株
 (3) 株主数 7,438名
 (4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
住友電気工業株式会社	51,534千株	49.64%
マルヤス工業株式会社	10,901千株	10.50%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,210千株	4.06%
住友理工共栄持株会	3,126千株	3.01%
フコク物産株式会社	2,719千株	2.62%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,085千株	2.01%
住友理工社員持株会	2,002千株	1.93%
MSIP CLIENT SECURITIES	1,252千株	1.21%
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/ UCITS ASSETS	905千株	0.87%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	836千株	0.81%

注：「持株比率」は、発行済株式の総数から自己株式（218,161株）を除いて計算しております。

3. 役員 の 状 況 に 関 す る 事 項

(1) 役員 の 氏 名、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長	清 水 和 志	CSR・サステナビリティ委員会 委員長、 リスク管理委員会 委員長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	和 久 伸 一	生産機能本部、品質保証統括本部、情報システム所管 品質委員会 委員長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	山 根 英 雄	法務、広報IR、人事総務本部、経理財務本部、 経営企画所管 コンプライアンス委員会 委員長、 Sumitomo Riko (Asia Pacific) Ltd. 社長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	矢 野 勝 久	産業用機能部品事業本部所管 東海橡塑(合肥)有限公司 董事長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	安 田 日 出 吉	自動車事業統合本部、グローバル自動車営業本部、 グローバル調達本部所管 住友理工企業管理(中国)有限公司 董事長
取 締 役	入 谷 正 章	指名・報酬委員会 委員長 入谷法律事務所 所長、 愛知県人事委員会 委員長、 アイホン株式会社 社外取締役、 株式会社中央製作所 社外取締役(監査等委員)、 東陽倉庫株式会社 社外監査役
取 締 役	花 形 滋	ガバナンス委員会 委員長
取 締 役	宮 城 まり子	キャリア心理学研究所 代表、 公益財団法人オリックス宮内財団 理事、 学校法人フェリス女学院 監事、 日本キャリア・カウンセリング学会 名誉会長
常 勤 監 査 役	大 橋 武 弘	
常 勤 監 査 役	前 田 裕 久	

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
監 査 役	関 根 愛 子	日本公認会計士協会 相談役、 IFRS財団IFRS諮問会議 メンバー、 日本銀行金融取引等審査会 委員、 国際評価基準審議会 評議員、 日本監査研究学会 監事、 日本会計研究学会 評議員、 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 監事、 早稲田大学商学学術院 教授、 財政制度等審議会 臨時委員、 オリックス株式会社 社外取締役、 株式会社IHI 社外監査役、 早稲田大学ベンチャーズ株式会社 監査役、 株式会社地域経済活性化支援機構 監査役
監 査 役	百 嶋 計	追手門学院大学経営学部経営学科 教授、 京都大学公共政策大学院 非常勤講師、 財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員、 一般社団法人なら文化交流機構 理事、 公益財団法人国立京都国際会館 評議員、 奈良ユネスコ協会 理事、 一般財団法人青松会 理事、 株式会社大阪ソーダ 社外取締役、 扶桑化学工業株式会社 社外取締役
監 査 役	小 池 達 子	銀座総合法律事務所 弁護士、 アゼアス株式会社 補欠社外監査役、 株式会社オリジン 社外取締役、 三浦工業株式会社 社外取締役（監査等委員）

注1：取締役入谷正章氏、花形滋氏および宮城まり子氏は、社外取締役であります。

注2：監査役関根愛子氏、百嶋計氏および小池達子氏は、社外監査役であります。

注3：社外監査役関根愛子氏は、婚姻により佐野姓となりましたが、公認会計士業務を旧姓の関根で行っており、当社においても旧姓の関根で職務を行っております。

注4：取締役矢野勝久氏および安田日出吉氏は、2023年6月15日開催の第135期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。

注5：監査役前田裕久氏は、当社経理部長としての経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注6：社外監査役関根愛子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注7：社外監査役百嶋計氏は、財務省などにおける長年の行政実務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注8：社外取締役入谷正章氏、花形滋氏および宮城まり子氏、社外監査役関根愛子氏、百嶋計氏および小池達子氏は金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 会社役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役入谷正章氏、花形滋氏および宮城まり子氏、社外監査役関根愛子氏、百嶋計氏および小池達子氏との間において、定款第24条および第32条に基づき、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由を設けること等により、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

また、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員、および当社子会社の役員であり、被保険者のうち、当社の取締役、監査役、役付執行役員に対する保険料については、1割を当該役員間において一定割合で負担することとし、9割を当社が負担しています。また、その他の役員に対する保険料については、当社が全額を負担しています。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	入谷正章	重要な兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
	花形滋	該当事項はありません。
	宮城まり子	重要な兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
監査役	関根愛子	重要な兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
	百嶋計	当社は、社外監査役百嶋計氏が社外取締役を務めております株式会社大阪ソーダから同社の製品を購入しております。その他の重要な兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
	小池達子	重要な兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	入谷正章	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち15回全てに出席し、弁護士実務を通じて培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。また、筆頭独立社外取締役として、社外取締役と経営陣および株主等のステークホルダーとの対話の円滑化に重要な役割を果たすとともに、当社指名・報酬委員会委員長として客観的かつ透明性ある手続きの確保に貢献することで、社外取締役として期待される役割を果たしています。さらに、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換や社外役員意見交換会等を実施し、適宜必要な助言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
取締役	花形 滋	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち15回全てに出席し、世界規模で事業を展開する上場会社の執行役員として培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。また、当社ガバナンス委員会委員長として、当社グループのコーポレートおよびグループガバナンス体制等の整備および向上に貢献することで、社外取締役として期待される役割を果たしています。さらに、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換や社外役員意見交換会等を実施し、適宜必要な助言を行っております。
	宮城 まり子	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち15回全てに出席し、臨床心理実務、教育研究および組織運営を通じて培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。また、当社CSR・サステナビリティ委員会委員として従業員の就業環境向上やダイバーシティ経営の推進に貢献することで、社外取締役として期待される役割を果たしています。さらに、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換や社外役員意見交換会等を実施し、適宜必要な助言を行っております。
監査役	関根 愛子	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会15回のうち15回全てに出席し、公認会計士実務を通じて培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換や社外役員意見交換会等を実施し、適宜必要な助言を行っております。また、各事業所・部門・子会社の往査を実施しております。
	百嶋 計	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち15回全て、監査役会15回のうち15回全てに出席し、財務省などにおける長年の行政実務経験を通じて培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換や社外役員意見交換会等を実施し、適宜必要な助言を行っております。また、各事業所・部門・子会社の往査を実施しております。
	小池 達子	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち15回全て、監査役会15回のうち15回全てに出席し、弁護士実務を通じて培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換や社外役員意見交換会等を実施し、適宜必要な助言を行っております。また、各事業所・部門・子会社の往査を実施しております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等としての賞与により構成し、社外取締役については、独立性を確保する観点から、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととしています。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、それぞれの役位、職責、業績、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与等の水準をも考慮しながら報酬テーブルを設定し、総合的に勘案して決定するものとしています。なお、現在、取締役（社外取締役含む）の基本報酬の限度額は、2007年6月25日開催の株主総会の決議に基づき1事業年度につき総額350百万円としており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬である賞与としています。賞与支給総額については、各事業年度の売上高、営業利益、税引前利益、純利益等の業績指標やそれらの増減率等を総合的に勘案して算出し、その限度額を毎年株主総会で決議しています。賞与の各取締役（社外取締役を除く）への個人別の配分額は、賞与支給総額の枠内で、中長期的な観点も踏まえ、職位や責任度合い、所管部門における主要目標の達成度等を考慮して決定しています。賞与は、各事業年度において株主総会決議後、一定の時期に支給しています。

賞与支給総額を算出するための具体的な指標とその値は、環境の変化に応じて、定期的に指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしています。

取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬割合については、過度なインセンティブとならないように配慮し、基本報酬（固定報酬）に多くの比重を置くこととし、具体的には、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行っています。

報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝3：1としています（賞与支給総額を算出するための業績指標および賞与の各取締役（社外取締役を除く）への個人別の配分額を算出するための主要目標等をいずれも100%達成する場合）。

なお、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬および業績連動報酬等から構成され、非金銭報酬等を含まず、また、社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしています。

決定方針の決定方法は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会が取締役の

個人別の報酬等の内容に係る決定方針を答申し、取締役会がこれを尊重して決定しています。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は、その答申を尊重した上で十分な検討を行った結果、決定方針に沿うものであると判断しています。

監査役の報酬は、監査役の協議により決定しており、経営に対する独立性を確保するため全額を基本報酬（固定報酬）としています。なお、監査役の報酬限度額は、2008年6月23日開催の株主総会の決議に基づき、1事業年度につき総額100百万円としており、当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会決議に基づき、代表取締役執行役員社長清水和志が、各取締役の基本報酬の額ならびに各取締役（社外取締役を除く）の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分およびそれに基づく額の決定について委任を受けるものとしています。代表取締役執行役員社長に委任した理由は、当社グループの経営状況等を最も熟知し、各取締役の報酬等を総合的かつ最適に決定できると判断したためです。また、取締役会は、代表取締役執行役員社長が当該権限を適切に行使することができるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役執行役員社長は、当該答申の内容を尊重してこれらの事項を決定するものとしています。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	取締役 (内社外取締役)		監査役 (内社外監査役)		計	
	員数	金額	員数	金額	員数	金額
基本報酬	10名 (3名)	197百万円 (43百万円)	5名 (3名)	92百万円 (42百万円)	15名	289百万円
賞与	5名	110百万円	—	—	5名	110百万円
計	10名 (3名)	307百万円 (43百万円)	5名 (3名)	92百万円 (42百万円)	15名	399百万円

注1：取締役には、2023年6月15日開催の第135期定時株主総会終結の時をもって退任した松井徹氏および大島司氏を含んでおります。

注2：上記賞与の額は、2024年6月20日開催予定の第136期定時株主総会決議に基づく役員賞与の支給予定額であります。

注3：上記賞与支給総額にかかる業績指標に関する実績は、連結損益計算書に記載のとおりであります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	96百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	112百万円

注1：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計金額を記載しております。

注2：当社の重要な子会社のうち日本国外に本店を有する会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当したと判断した場合には、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、会計監査人の職務遂行状況等を勘案し、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象があったと判断した場合には、会計監査人の解任もしくは不再任を株主総会の目的とします。

5. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

住友の事業は、今から約400年前に住友家初代住友政友が遺した商いの心得「文殊院旨意書（もんじゅいんしいがき）」を礎とし住友の先人により何代にもわたって深化・発展させてきた「住友事業精神」を精神的基盤として営まれてきました。

萬事入精：まず一人の人間として、何事に対しても誠心誠意を尽くす人であれ

信用確実：何よりも信用を重んじること、すなわち常に相手の信頼に応えること

不趨浮利：常に公共の利益との一致を求め、浮利を追い、軽率、粗略に行動してはならない

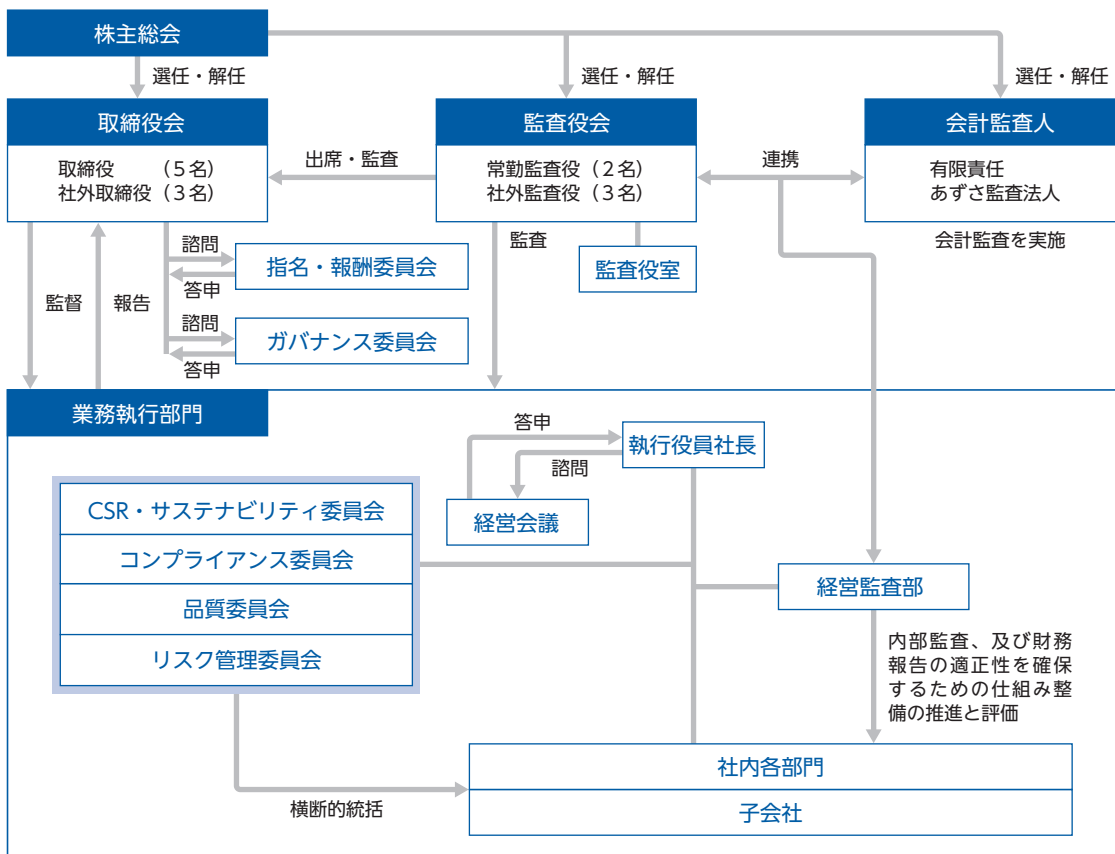
当社は、自動車用品分野では新たな地域と顧客への事業展開およびCASEに代表される新領域に対する製品の創出と開発を進め、一般産業用品分野では新領域の事業への進出を積極化させています。事業環境の変化に対応した健全なリスクテイクを支えるために、取締役会機能の充実を中心としたガバナンス機能の強化を図っていきます。

また、当社と成長の機会とリスクを共有する株主やその他のステークホルダーに対し経営戦略・経営課題を踏まえた財務情報や非財務情報の適時適切な開示を行い、また経営陣が株主との建設的な対話を行うための体制を整えていきます。

当社は、住友電気工業株式会社を親会社としています。事業上の意思決定は親会社から独立して行っていますが、多数の海外拠点や多様な技術・顧客基盤を持つ親会社を有することで、当社の海外事業や新事業展開において支援を受けることができます。当社のガバナンスにおいては、親会社と少数株主との利益が相反するおそれのある重要な取引・行為については、社外取締役および社外監査役のみで構成される特別委員会を設置し、当該委員会にて審議・検討するなど、株主共同の利益に配慮し親会社との健全な関係を維持していきます。

さらに、当社は「住友事業精神」に基づき、SDGsなどに代表される社会的課題に対し、技術革新を通じて解決を図ります。そして、企業価値と公益価値を同時に向上させることで、社会的価値を創造し、社会とともに持続的に成長することを目指していきます。

(2) コーポレート・ガバナンス体制図



(2024年3月31日現在)

(ご参考)コーポレートガバナンス報告書

<https://www.sumitomoriko.co.jp/company/management/>

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につきましては、以下のとおり定めております。

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に規定される株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、下記のとおり基本方針を定め、内部統制システムの整備・充実を図るものとする。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社の子会社からなる企業集団（以下、当社グループという。）における取締役その他の役員及び使用人（以下、役職員という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（以下、コンプライアンス体制という。）は、萬事入精、信用確実及び不趨浮利を旨とする住友事業精神に基づき取締役会が決定する経営理念、事業運営の基本（「安全・環境・コンプライアンス・品質（S.E.C.Q.）」）、住友理工グループ企業行動憲章、CSR・サステナビリティ基本方針、住友理工グループガバナンス・コード及びグローバルコンプライアンス行動指針（以下、行動指針等という。）に準拠して整備する。当該体制は、当社各部門及び子会社において整備し、すべての役職員により運用されるものとする。

子会社におけるコンプライアンス体制は、住友理工グループガバナンス・コード及びこのもとで当社が定めるグループ規程（子会社及びその役職員に適用される規程類をいう。以下、同じ。）により、その整備、運用がなされることを確保する。グループ規程では、子会社の規模や事業内容に応じて整備すべきコンプライアンス体制の基準を定める。また、当社グループにおけるコンプライアンスは、「単に法令遵守にとどまらず、社会の期待に応えること」という共通理解に基づき、本項に関する社内規程・運用等は、定期的に見直し、これを整備する。

法令違反の早期発見及び迅速かつ適切な対応を行うために、当社グループの違反報告・処理体制を整備するとともに、法令及び社内規程に違反した役職員へは、当社又は子会社の規程に基づく懲戒を含め厳正に対処する。また、当社は、贈収賄・腐敗行為防止をコンプライアンスにおける最重要課題のひとつとして位置付けており、贈収賄・腐敗行為防止に対する取組み及び社内体制の整備を強化する。これらの仕組みや体制が適正に運用されるように、法令遵守（贈収賄規制、競争法、下請法及び労働法等）に対する取組み及び研修を実施する。

当社グループにおけるコンプライアンス体制の整備、運用を主導、統括する組織として当社にコンプライアンス委員会（以下、本項において委員会という。）を設置する。委員長は、取締役会決議により選任し、その活動状況は取締役会に報告する。委員会は定期に開催し、監査役及び社外取締役が出席して意見を述べられるものとする。委員会の委員又は事務局には、弁護士その他の企業法務の専門知識を有する役職員を置く。委員会には独立した予算を設ける。

委員会は、定期に当社グループのコンプライアンスリスクを識別・評価し、対応計画を定め、委員会、当社各部門及び子会社における対応を把握し検証する。委員会は、当社グループの役職員に対し行動指針等及びリスク評価に基づくコンプライアンス教育を定期的実施する。また、役職員のコンプライアンス対応を支援するため、法務部門及び各分野のコンプライアンス対応を分掌する部門にコンプライアンス相談窓口を設ける。反社会的勢力に対しては、担当部門を定め、当社グループがこれとの一切の関係を遮断する体制を整備する。

委員会は、コンプライアンス問題の内部通報窓口を社内及び社外に設け、周知する。通報事案に対しては客観的かつ専門的な調査を行い、個別問題の是正及びコンプライアンス体制の改善を図る。当社グループは、通報者に対し、通報を理由として不利な取扱いは行わないものとし、通報者の保護に万全を期す。委員会は、全世界の子会社の役職員から直接、内部通報を受付ける制度を整備・運用する。一定の事業規模を有する子会社は、内部通報にかかる関係法令及びグループ規程に基づき、社内の内部通報制度を整備するものとする。

委員会は、定期的に当社各部門及び各子会社におけるコンプライアンス問題の状況の調査を実施する。委員会は、この調査結果、リスクの識別・評価及び内部通報の状況等に基づき、定期的に当社グループのコンプライアンス体制を検証し、その整備計画に反映させる。

当社グループにおける全社品質方針を定め、社長直下の品質所管役員を品質統括責任者とする品質マネジメント体制（監査、モニタリング等を含む。）を構築・運用し、グループグローバルで、顧客視点での継続的な品質改善を推進する体制を整備する。特に、当社グループに著しい影響を与え得る重要な品質コンプライアンスリスクについては、経営会議等においてリスクの特定・分析・評価・対応策等について機動的かつ多面的・多角的に審議することとし、とりわけ、重要リスクが発現した際には、速やかに取締役会に報告するとともに、社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制とする。

当社グループ全体で人権尊重の責任を果たすため、住友理工グループ人権方針を定め、必要な施策を講じる。

2. 当社及びその支配株主である親会社との業務の適正を確保するための体制

当社は、その支配株主である親会社（以下、親会社という。）の経営方針等を尊重しつつ、当社の独立性を確保し、自律的な内部統制システムを整備する。さらに、親会社と少数株主との利益が相反するおそれのある重要な取引・行為については、社外取締役及び社外監査役のみで構成される特別委員会を設置し、当該委員会において審議・検討する。

3. 財務及び非財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務及び非財務報告の適正性を確保するための内部統制システムを整備する。経営監査部／内部監査部門は、当社グループにおける当該内部統制システムの整備及び運用を支援するとともに、内部統制責任者である経営者の補助者としてそれらの状況の評価し、取締役会へ報告する。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行の決定、その経過及び結果を適切に記録するために、取締役会規程、情報管理基本規程その他の規程により、作成すべき情報、その作成、承認、送付及び保存の手続き及びそれらの管理に関する事項を規定し、それが運用される体制を整備する。

5. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおける損失の危険（事業目的達成に負の影響を及ぼす不確実な事象を含むものとし、以下、リスクという。）の管理に関する体制は、取締役会が、当社グループのリスク選好、リスク許容度、経営に重大な影響を及ぼすすべてのリスクの規模及びそれらへの対応状況の認識を共有することで、当社グループ全体の戦略を最適化し、経営リスクを極小化するため適時に適切な判断を行えるものとする。これらの体制は、取締役会が制定する当社の規程及びグループ規程に基づき以下のとおり整備する。

当社にリスク管理委員会（以下、本項において委員会という。）を設置し、当社グループにおけるリスク管理体制の整備及び運用を統括する。委員会の委員長は、取締役会決議により選任し、そのリスク管理の状況は取締役会に報告する。委員会は定期に開催し、監査役及び社外取締役が出席して意見を述べられるものとする。委員会には委員又は事務局に企業のリスク管理の専門知識を有する役職員を置き、又は社外専門家の助言を受けられる体制とする。

委員会は、定期的に当社グループのリスクの識別、評価を実施し、各部門・子会社が策定するリスクへの対応計画の妥当性を確認し、その遂行状況をモニタリングする。また、委員会は、当社グループにおける重要なリスクを選定し、当該リスク、その対応計画案及び対応の状況を取締役に報告する。リスクの識別にあたっては、事業の国際化、新規事業分野への進出や外国法令の運用動向など内外の事業環境の変化を考慮する。

さらに、委員会は、震災、火災、感染症など急激かつ外来の災害によるリスクに対して、当社各部門及び子会社における災害対策計画及び不測事態対応計画の策定及び定期的な訓練・検証を統括する。

6. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役の職務の執行が効率的かつ適正に行えるように、住友理工グループガバナンス・コードに従って、当社グループにおける組織、分掌及び職務権限に関する規程を整備して運用する。加えて、当社取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会の設置や取締役会規程の定期的な見直しを通じて、意思決定の迅速化及び監督機能を強化する。また、当社グループ及び株主共同の利益を害することのないよう、競業取引や利益相反取引を取締役会

で承認する等、適切に監視を行うとともに、利益相反等管理のための体制の整備を強化する。

事業本部制により全世界ベースでの事業責任者を定め権限を委譲するとともに、連結ベースでの利益責任を有するものとし、製造管理部門、研究開発部門及びコーポレート部門の支援・管理機能と連携することにより、連結経営管理を強化する。事業責任者による迅速かつ適切な意思決定を支えるための組織として、各事業本部の下に事業統括部を設置するとともに、当社グループにおける健全で効率的な業務執行体制の整備・強化を目的として、世界の主要地域に地域コーポレートサポート会社を設立する。

各部門の業績や効率性については、種々の指標に関し原則として年度単位で目標を設定し、月次・四半期業績報告や定期的な事業活動報告の場を設定することにより、所要の対策について検討する体制を整備する。

当社グループの全世界の拠点が連携して業務を遂行できるようにするために、セキュリティが確保され、かつ統合化された情報インフラ基盤を整備する。

当社グループにおいて、個人情報保護及び営業秘密管理に関連する法令に従って、必要な規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存、管理する。

7. 子会社の取締役その他の業務執行者から当社に対するその職務の執行に係る事項についての報告に関する体制

子会社の経営に関する基本事項、重要な業務執行の決定、その経過及び結果、財務の状況並びにその経営に重大な影響のある事象の発生及びそのおそれについて、グループ規程に基づき子会社から当社に対し適時かつ適切に報告される体制を整備する。

グループ規程では、報告すべき事項及びその基準を整理して示すとともに、子会社における報告責任者を定め、報告が適時にかつ遺漏なく行われるようにする。また、内部監査等により、当該報告の状況を定期的に検証するものとし、あわせて子会社における内部監査体制について当該子会社のリスクの状況をふまえ順次整備を進める。

当社グループとしての法令遵守及びコンプライアンス体制整備・運用の徹底、及びグループ内コミュニケーションを活性化させることを目的として、経営層と従業員の対話及び意見交換の場を設ける等、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が、その業務を補助すべき使用人（以下、本項において補助者という。）を置くことを求めた場合には、これを置くものとする。補助者には、監査役の職務の性質及び専門性に対応した識見及び能力を有する者を充て、またその使用人に対し必要な教育の機会を設けるものとする。

補助者は、監査役会直轄の部署に配置し、監査役が特に認めた場合を除き、監査役及び他の補助者以外の者の指揮命令を受けないものとする。

補助者の異動を行おうとするときは、事前に監査役会の意見を求め、その過程を記録するものとする。人事考課に際しては、その決定の前に監査役会の意見を求めるものとする。

9. 取締役及び使用人又は子会社の取締役その他の業務執行者、使用人若しくはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制及びその他当監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社グループの役職員に対し、監査役会規程に基づき定期的に又は随時、所管業務の状況について報告を求めることができるものとする。

監査役は経営会議、CSR・サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席を求め、質問し、報告を求めることができるものとする。

監査役の要求に対し正当な理由がなく報告を拒み又は故意に虚偽の報告をするなど監査役の正当な職務の執行を妨げた役職員に対し、当社又は子会社の規程に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

当社は、職務権限に関する規程において、一定基準を超える業務執行（子会社における業務執行の承認を含む。）の決裁は監査役に報告を要することを定めるものとする。

監査役は、代表取締役との意見交換会を定期的を開催する。

監査役会は、グループ規程により、子会社から監査役に対し報告すべき事項を定めることができるものとする。

当社グループの役職員又はこれらの者から報告を受けた者が、自ら必要があると認めるときは、当社又は子会社における法令・定款違反行為やこれらにおける重大な発生事象について、監査役に報告することができる。

10. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、前項の報告をした役職員（以下、報告者という。）に対し、報告を理由として不利な取扱いは行ってはならないものとする。報告者の秘密の保護、その他報告者の保護については規程で定め、周知する。また、報告者に対し正当な理由なく不利な取扱いをした役職員に対し、当社又は子会社の規程に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役会は、監査役職務の執行に要する費用について、監査役会の要請により独立した予算を計上する。当社は、監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用の前払若しくは償還又は当該費用にかかる債務の弁済を遅滞なく行う。

取締役会は、正当な理由がなく、監査役会の要請する予算の計上又はその追加計上を拒まないものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、毎期、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づく体制の運用の状況の確認を行うとともに、内外の環境の変化等に対応し、その見直しを行うものとしております。当期における当該体制は、2024年1月31日開催の取締役会において、全て基本方針に従って整備が進められ適正に運用されていることを確認しています。

当期における主な整備および運用の状況は、以下のとおりです。

「当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に関して、次の事項を実施しています。

- ①住友理工グループ人権方針に基づき、当社グループにおける人権デュー・デリジェンスを実施し、国内外における人権への負の影響の特定・評価を進めるとともに、ビジネスパートナーに対して、当社人権方針の遵守を求め、かつ実態調査を進めることで、当社グループにおける人権尊重に向けた取り組みをより一層推進しています。
- ②当社および国内子会社を対象とした下請法研修および自己点検を実施することで、下請先との取引の適正化の促進および法令遵守の徹底を図っています。

「当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」に関して、当社および国内子会社の従業員に対し、情報セキュリティ関連の教育を定期的実施し、当社グループにおける情報管理および情報セキュリティ体制の維持向上を進めています。

「監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」に関して、基本方針に定める体制が全て整備され適切に機能していることを確認しました。

注：この事業報告におきましては、金額は表示単位未満を四捨五入し、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	239,169	流動負債	124,918
現金及び現金同等物	42,008	営業債務及びその他の債務	76,982
営業債権及びその他の債権	102,344	社債及び借入金	17,266
棚卸資産	83,302	未払法人所得税	2,732
未収法人所得税	404	引当金	6,599
その他の金融資産	340	リース負債	2,482
その他の流動資産	9,073	その他の金融負債	2,337
売却目的で保有する資産	1,698	その他の流動負債	16,520
非流動資産	202,595	非流動負債	94,388
有形固定資産	145,045	社債及び借入金	68,983
使用権資産	7,033	繰延税金負債	7,086
のれん	767	退職給付に係る負債	8,133
無形資産	18,770	引当金	2,819
持分法で会計処理されている投資	4,694	リース負債	3,980
繰延税金資産	3,912	その他の金融負債	843
退職給付に係る資産	13,983	その他の非流動負債	2,545
その他の金融資産	7,447	負債合計	219,307
その他の非流動資産	945	【資本の部】	
資産合計	441,764	親会社の所有者に帰属する持分	196,364
		資本金	12,145
		資本剰余金	12,010
		利益剰余金	147,835
		自己株式	△274
		その他の資本の構成要素	24,648
		非支配持分	26,093
		資本合計	222,457
		負債及び資本合計	441,764

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	615,449
売 上 原 価	△515,724
売 上 総 利 益	99,725
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△63,137
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	444
事 業 利 益	37,033
そ の 他 の 収 益	2,475
そ の 他 の 費 用	△5,531
営 業 利 益	33,977
金 融 収 益	633
金 融 費 用	△3,804
税 引 前 当 期 利 益	30,805
法 人 所 得 税 費 用	△8,575
当 期 利 益	22,230
当 期 利 益 の 帰 属 者	18,641
親 会 社 の 所 有 者 分	3,589
非 支 配 持 分	
当 期 利 益	22,230

連結持分変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	確定給付制度の再測定
当期首残高	12,145	12,010	128,942	△273	3,327	-
当期利益			18,641			
その他の包括利益					947	1,912
当期包括利益合計	-	-	18,641	-	947	1,912
自己株式の取得及び処分				△1		
剰余金の配当			△1,661			
利益剰余金へ振替			1,912			△1,912
所有者との取引額等合計	-	-	251	△1	-	△1,912
当期末残高	12,145	12,010	147,835	△274	4,275	-

	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
	在外営業活動体の為替換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	合計			
当期首残高	10,967	△13	14,281	167,105	22,561	189,666
当期利益			-	18,641	3,589	22,230
その他の包括利益	9,411	8	12,279	12,279	1,456	13,735
当期包括利益合計	9,411	8	12,279	30,920	5,045	35,964
自己株式の取得及び処分			-	△1		△1
剰余金の配当			-	△1,661	△1,512	△3,173
利益剰余金へ振替			△1,912	-		-
所有者との取引額等合計	-	-	△1,912	△1,662	△1,512	△3,174
当期末残高	20,378	△3	24,648	196,364	26,093	222,457

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期利益	30,805
減価償却費及び償却費	30,694
減損損失	814
持分法による投資損益 (△は益)	△444
受取利息及び受取配当金	△623
支払利息	2,133
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)	5,398
棚卸資産の増減額 (△は増加)	8,096
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)	△5,383
引当金の増減額 (△は減少)	3,073
その他の	2,667
小計	77,229
利息及び配当金の受取額	729
利息の支払額	△2,045
法人所得税の支払額	△7,366
営業活動によるキャッシュ・フロー	68,547
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産及び無形資産の取得による支出	△28,352
有形固定資産及び無形資産の売却による収入	4,209
その他の	△2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,145
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの純増減額 (△は減少)	△25,499
長期借入金及び社債の発行による収入	1,000
長期借入金の返済及び社債の償還による支出	△1,525
リース負債の返済による支出	△3,209
配当金の支払額	△1,661
非支配持分への配当金の支払額	△1,512
その他の	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△32,407
現金及び現金同等物に係る換算差額	519
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	12,514
現金及び現金同等物の期首残高	29,494
現金及び現金同等物の期末残高	42,008

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しております。

連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 75社

主要な連結子会社名 東海化成工業（株）、SumiRiko Ohio, Inc.、
SumiRiko Tennessee, Inc.、
SumiRiko AVS Holding Germany GmbH、
SumiRiko Eastern Rubber (Thailand) Ltd.、
東海橡塑(嘉興)有限公司

持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 8社

主要な持分法を適用した関連会社名 (株) 大興R&T、佐橋工業（株）

会計処理基準に関する事項

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) デリバティブ以外の金融資産

(i) 分類

当社グループは、デリバティブ以外の金融資産を、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、又は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

償却原価で測定される金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

(a) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産

償却原価で測定される金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産以外の金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

ただし、純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産に対し、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として指定することにより、会計上のミスマッチを除去又は大幅に低減する場合には、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として指定する取消不能な選択をする場合があります。

(ii) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。

(iii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

(a) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(iv) 認識の中止

金融資産は、キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

また、当社グループは、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

(v) 減損

当社グループは償却原価で測定される金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

信用リスクの著しい増大の判定

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の債務不履行発生リスクを期末日現在と当初認識日現在と比較し、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しております。

なお、当社グループは、信用リスクが著しく増加しているかどうかを当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があるかどうかを評価するのにあたっては、主に期日経過の情報を考慮し、以下も考慮しております。

- ・金融資産の外部信用格付の著しい変化
- ・内部信用格付けの格下げ
- ・借手の経営成績の悪化

予想信用損失アプローチ

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。

(2) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをヘッジするために、為替予約及び金利スワップ等のデリバティブを利用しております。当該デリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定し、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

(i)ヘッジ会計の適格要件

当社グループは、ヘッジ関係がヘッジ会計の適格要件を満たすかどうかを評価するために、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、並びに種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。また、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値、又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、ヘッジ有効性の要求をすべて満たしているかどうかについても、ヘッジ開始時に及び継続的に評価し文書化しております。なお、ヘッジ有効性の継続的な評価は、各期末日又はヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があった時のいずれか早い方において行っております。

(ii)適格なヘッジ関係の会計処理

ヘッジ会計の適格要件を満たすヘッジ関係については、以下のように会計処理しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額のうち、ヘッジ有効部分であるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金はその他の包括利益として認識し、ヘッジ有効部分以外は純損益として認識しております。

ヘッジされた予定取引がその後に非金融資産若しくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産若しくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を直接、当該資産又は負債の当初原価又はその他の帳簿価額に振り替えております。

上記以外のキャッシュ・フロー・ヘッジに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に、純損益に振り替えております。

ただし、当該金額が損失であり、当該損失の全部又は一部が将来の期間において回収されないと予想する場合には、回収が見込まれない金額を、直ちに純損益に振り替えております。

ヘッジ会計を中止する場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生が依然見込まれる場合には、当該キャッシュ・フローが発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に残し、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、純損益に直ちに振り替えております。

(3) 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含めております。

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上しております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想売価から関連する販売直接費を控除した額であります。取得原価は主として総平均法を用いて算定しております。

2. 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、撤去及び原状回復費用並びに借入費用で資産計上の要件を満たすものが含まれております。

取得後に追加的に発生した支出については、その支出により将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、金額を信頼性をもって測定することができる場合にのみ、当該取得資産の帳簿価額に算入するか個別の資産として認識するかのいずれかにより会計処理しております。他のすべての修繕及び維持に係る費用は、発生時に純損益として認識しております。

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産は、取得原価から残存価額を控除した償却可能価額について、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。

(2) 使用権資産

当社グループは、契約の開始時に、特定された資産の使用を支配する権利が一定期間にわたって対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

リース期間が12ヶ月以内のリース及び原資産が少額であるリース以外のすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識しております。

リース開始日時点において、使用権資産はリース料総額の割引現在価値に取得時直接コスト等を調整した額で認識しており、リース負債はリース料総額の割引現在価値で認識しております。

通常、当社グループは割引率として追加借入利率率を使用しており、使用権資産はリース期間にわたり定額法にて消去しています。

リース料は、リース負債に係る金利を控除した金額をリース負債の減少として処理しております。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

(3) 無形資産

無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定し、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。なお、自己創設の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

無形資産は、資産の取得原価から残存価額を控除した額について、見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。

3. のれんに係る会計処理の方法

のれんは償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの帳簿価額は取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示しております。のれんの減損損失は純損益として認識し、戻し入れは行っておりません。

のれんは、減損テスト実施のために、企業結合からの便益を得ることが期待される個々の資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

4. 非金融資産の減損

当社グループは四半期ごとに、各資産についての減損の兆候の有無の判定を行い、減損の兆候が存在する場合、又は、毎年減損テストが要求されている場合には、その資産の回収可能価額を見積っております。回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値とその使用価値のうち高い方の金額で算定しております。処分コスト控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しております。また、使用価値の評価における将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価及び当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用し、現在価値まで割り引いております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合に、純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、四半期ごとに損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかを評価しております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失を戻し入れております。

5. 引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、その金額について信頼性をもって見積ることができる場合に認識しております。

引当金は、貨幣の時間価値が重要である場合には、債務の決済に必要とされると見込まれる支出に、貨幣の時間価値の現在の市場評価と当該債務に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値で測定しております。時間の経過による引当金の増加は純損益として認識しております。

製品保証引当金については、販売した製品の品質保証費用の支出に備えるため、過去の発生実績に基づいて見積もった支出のほか、個々の案件について合理的に算定した見込額を加えて計上しております。

6. 従業員給付

① 退職後給付

(a) 確定給付制度

当社及び一部の子会社では確定給付制度を採用しております。確定給付制度に関連して連結財政状態計算書で認識される資産又は負債は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を差し引いた額であります。確定給付制度債務は、予測単位積増方式を用いて毎年算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度から生じる確定給付資産又は負債の純額の再測定は、発生した期間のその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。再測定は、確定給付制度債務に係る数理計算上の差異、制度資産に係る収益(制度資産に係る利息収益の金額を除く)等で構成されております。過去勤務費用は、発生した期間に純損益として認識しております。

(b) 確定拠出制度

当社及び一部の子会社では確定拠出制度を採用しております。確定拠出制度の退職給付に係る費用は、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

② その他の長期従業員給付

退職後給付以外の長期従業員給付に対する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割り引いて算定しております。

③ 短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

7. 収益認識

① 物品の販売

当社グループは顧客との契約について以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、自動車用品セグメントにおいては、防振ゴム、ホース、内装品、制遮音品、燃料電池（FC）部材、ゴムシール材などを国内外の顧客に提供しており、一般産業用品セグメントにおいては、精密樹脂ブレード・ロール、車両用・住宅用・橋梁用防振ゴム、高圧ホース・搬送用ホースなどを国内外の顧客に提供しております。これらの製品については、顧客に製品を引き渡した時点で、履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引等の見積りを控除した金額で算定しております。

② 役務の提供

役務の提供による収益は、通常の事業活動における役務の提供により受け取った対価又は債権の公正価値で測定しております。また、役務の提供に関する取引の成果を信頼性をもって見積ることができる場合には、その取引に関する収益は、期末日現在のその取引の進捗度に応じて認識しております。

③ 配当収益

配当に係る収益は、配当を受け取る権利が確定した時点で、対価又は債権の公正価値で認識しております。

8. 外貨換算

① 外貨建取引

当社グループ各社の財務諸表は、その企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨である機能通貨で作成しております。連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ各社の機能通貨に換算しております。期末日における外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算し、換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については、連結会計年度中の為替レートが著しく変動している場合あるいは超インフレ経済国の通貨である場合を除き、期中平均レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識しております。当該差額は「在外営業活動体の為替換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動が処分された期間に純損益として認識しております。超インフレ経済下にある子会社の財務諸表は、決算日の直物為替相場により換算し、当社グループの連結計算書類に反映しております。

9. グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

当連結会計年度より、IAS第12号「法人所得税」の改訂（単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金）を適用しております。

当該基準書の適用による当社の連結計算書類への重要な影響はありません。

重要な会計上の見積りに関する注記

1. 非金融資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 171,615百万円

(2) 当社グループは、有形固定資産、無形資産、使用権資産及びのれんについて、会計処理基準に関する事項「4. 非金融資産の減損」に従って、使用価値及び処分コスト控除後の公正価値による回収可能価額に基づき、減損テストを実施しております。使用価値の評価においては、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しております。これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。また、処分コスト控除後の公正価値の評価については、評価手法モデルの選択等にあたり、評価に関する高度な専門知識を必要としております。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 3,912百万円

(2) 当社グループは、繰延税金資産について、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。課税所得が生じる時期及び金額は、事業計画を基礎としております。当該事業計画に含まれる将来売上高の予測やコスト削減施策による収益改善等の実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 製品保証引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 2,698百万円

(2) 当社グループは、販売した製品の品質保証費用の支出に備えるため、将来発生しうる見込額を製品保証引当金として計上しております。製品保証引当金には、過去の発生実績に基づいて見積もった支出のほか、個々の案件については対象製品の数量、対象製品あたりの対応諸費用、負担割合等から合理的に見込まれる金額を算定しております。当該見積りは、不確実性を有しており、状況の変化等により、実際の発生額とは異なる可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

- | | |
|--|------------|
| 1. 資産から控除した貸倒引当金 | |
| 営業債権及びその他の債権…………… | 405百万円 |
| その他の金融資産（非流動資産）…………… | 0百万円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額…………… | 410,334百万円 |
| 3. 使用権資産の減価償却累計額及び減損損失累計額…………… | 5,904百万円 |
| 4. その他 | |
| 自動車用品事業において、同分野の競争法違反行為により損害を被ったとして、一部の自動車メーカーと損害賠償に関する交渉を行っております。 | |

連結損益計算書に関する注記

1. その他の収益の内容

(単位：百万円)

	金額
固定資産売却益	425
スクラップ売却益	218
その他	1,832
合計	2,475

2. その他の費用の内容

(単位：百万円)

	金額
固定資産除売却損	△1,653
減損損失	△814
その他	△3,064
合計	△5,531

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	104,042,806	—	—	104,042,806
合 計	104,042,806	—	—	104,042,806
自己株式				
普通株式(株)	217,616	545	—	218,161
合 計	217,616	545	—	218,161

(注) 自己株式の株式数の増加545株は、単元未満株式の買取り等による増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①2023年6月15日開催第135期定時株主総会決議による配当

- ・ 配当金の総額 831百万円
- ・ 1株当たり配当額 8.00円
- ・ 基準日 2023年3月31日
- ・ 効力発生日 2023年6月16日

②2023年10月31日開催取締役会決議による配当

- ・ 配当金の総額 831百万円
- ・ 1株当たり配当額 8.00円
- ・ 基準日 2023年9月30日
- ・ 効力発生日 2023年12月1日

(2) 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2024年6月20日開催第136期定時株主総会提出議案

- ・ 配当金の総額 2,907百万円
- ・ 1株当たり配当額 28.00円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 基準日 2024年3月31日
- ・ 効力発生日 2024年6月21日

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、自動車用品セグメントにおいては、防振ゴム、ホース、内装品、制遮音品、燃料電池（FC）部材、ゴムシール材などを国内外の顧客に提供しており、一般産業用品セグメントにおいては、精密樹脂ブレード・ロール、車両用・住宅用・橋梁用防振ゴム、高圧ホース・搬送用ホースなどを国内外の顧客に提供しております。これらの製品については、顧客に製品を引き渡した時点で、履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引等の見積りを控除した金額で算定しております。

地域別の収益とセグメント売上の収益の関連は、以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

報告セグメント	日本	米州	アジア	欧州その他	合計
自動車用品	150,386	181,870	161,191	66,068	559,516
一般産業用品	41,286	285	13,827	535	55,933
合計	191,672	182,155	175,019	66,604	615,449

（注）金額は、外部顧客への売上高で表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「会計処理基準に関する事項7. 収益認識」に記載のとおりであります。

3. 収益の金額を理解するための情報

契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	98,771	100,434
契約負債	620	982

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権は、営業債権及びその他の債権に含まれております。

当連結会計年度の期首現在の契約残高はすべて、当連結会計年度の収益として認識しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク(為替リスク、金利リスク及び株価変動リスク)などの様々なリスクに晒されております。また、当社グループは市場リスクをヘッジするために、先物為替予約、金利スワップ等のデリバティブ金融商品を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、デリバティブ金融商品を利用した投機的な取引は行わない方針であります。

また、当社グループは設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。資金調達に係る流動性リスクについては、各社が月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

① 信用リスク

当社グループは、保有する金融資産の相手先の債務が不履行になることにより、金融資産が回収不能になるリスク、すなわち信用リスクに晒されております。当該リスクに対応するために、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。さらに、必要に応じて担保設定・ファクタリング等を利用することによって保全措置を図っております。

また、当社グループでは、為替相場の変動に係るリスクを軽減するために、金融機関等とデリバティブ金融商品の取引を行っておりますが、デリバティブ金融商品の取引については、信用力の高い金融機関を相手方として行うことが基本となっており、信用リスクに及ぼす影響は限定的であります。

なお、特定の取引先について重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

② 流動性リスク

当社グループは、金融機関からの借入や社債を発行することにより、運転資金や設備投資資金の調達を行っておりますが、これらの債務の履行が困難となるリスク、すなわち流動性リスクに晒されております。当社グループは、事業を遂行するにあたって必要最小限の手元資金を確保するために、適宜金融機関からの借入、社債の発行を行っており、また、突発的な資金需要の発生や市場の流動性が著しく低下した時などの緊急的な事態に備えてコミットメントラインを設定しております。

また、当社は、グループ各社の資金需要を適宜把握した上で、月次ベースの資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク

(i) 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業展開を行っており、一部の原材料の調達及び製品の販売を外貨建取引で実施していることから、当該取引より発生する外貨建の債権債務について、為替リスクに晒されております。当社グループの為替リスクは、主に米ドル、人民元及びユーロの為替変動により発生しております。当社グループは、外貨建の債権債務について、それらから発生する為替リスクが将来的に相殺されることも考慮の上、先物為替予約等を付すことにより、当該為替リスクをヘッジしております。

(ii) 金利リスク

当社グループは、事業活動を進める上で、運転資金及び設備投資等に必要となる資金を調達することに伴い発生する利息を支払っておりますが、変動金利での借入を行っている場合には、利息の金額は市場金利の変動に影響を受けることから、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されております。当社グループは、原則として、資金使途を設備投資等の目的としている長期借入金のうち、変動金利の借入については、金利の上昇による利息の支払額の増加を抑えるために、利息の受取額を変動金利、利息の支払額を固定金利としてその差額を授受する金利スワップ契約を金融機関と締結しております。

(iii) 株価変動リスク

当社グループは、事業活動の円滑な推進を目的として、主に業務上の関係を有する会社の株式を保有していることから、株価変動リスクに晒されております。当社グループは、定期的に公正価値や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

株式は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しており、株価変動に対する損益への影響はなく、また、その他の包括利益への影響も軽微です。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2024年3月31日における金融資産及び金融負債の公正価値と連結財政状態計算書上の帳簿価額は以下のとおりであります。帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は、下表に含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定される金融負債		
社債	44,890	44,509
長期借入金 (注)	31,591	30,659

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

償却原価で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーはすべてレベル2であります。

公正価値の測定方法

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

これらは短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産のうち、上場株式については取引所の市場価格、非上場株式については類似会社の市場価格に基づく評価技法等を用いて算定しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債並びにヘッジ手段として指定された金融資産及び金融負債であるデリバティブについては、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

(社債及び借入金)

短期借入金については短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。社債及び長期借入金（1年内返済予定を含む）については、将来キャッシュ・フローを、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

以下の表は、金融資産及び金融負債に関する経常的な公正価値測定を分析したものであります。これらの公正価値測定は、用いられる評価技法へのインプットに基づいて、3つの公正価値ヒエラルキーのレベルに区分されております。それぞれのレベルは、以下のよう

レベル1：当社グループが測定日にアクセスできる、同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接的又は間接的に観察可能なもの

レベル3：資産又は負債に関する観察可能でないインプット

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産 デリバティブ	－	240	－
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される 金融資産			
上場株式	162	－	－
非上場株式	－	－	6,396
資産合計	162	240	6,396
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債 デリバティブ	－	2,490	－
ヘッジ手段として指定された金融負債 デリバティブ	－	5	－
負債合計	－	2,494	－

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分…………… | 1,891円30銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益…………… | 179円54銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	138,492	流動負債	103,379
現金及び預金	13,918	買掛金	30,010
受取手形	5	短期借入金	54,466
電子記録債権	1,744	未払掛金	8,497
売掛金	49,047	未払費用	5,362
商品及び製品	5,036	未払法人税等	571
仕掛品	4,546	未払引当金	425
原材料及び貯蔵品	3,150	役員賞与引当金	46
未収入金	10,799	役員保証引当金	2,395
関係会社短期貸付金	49,380	その他	1,607
その引当金	868	固定負債	80,772
貸倒引当金	△2	社長期借入金	45,000
固定資産	139,895	退職給付引当金	13,509
(有形固定資産)	38,879	事業構造改善引当金	3,057
建物	11,770	業務保証損失引当金	659
構築物	1,446	関係会社事業損失引当金	78
機械装置	13,433	その他	17,284
車両運搬具	131	負債合計	184,151
工具、器具及び備品	4,426	【純資産の部】	
土地	5,090	株主資本	94,222
建設仮勘定	2,583	資本金	12,145
(無形固定資産)	3,946	資本剰余金	10,867
ソフトウェア等	3,946	資本準備金	10,867
(投資その他の資産)	97,069	その他資本剰余金	0
投資有価証券	430	利益剰余金	71,484
関係会社株式・出資金	68,704	利益準備金	1,456
関係会社長期貸付金	16,029	その他利益剰余金	70,028
前払年金費用	6,852	特別償却準備金	2
繰延税金資産	2,395	固定資産圧縮積立金	220
その他	6,369	別途積立金	74,593
貸倒引当金	△3,709	繰越利益剰余金	△4,787
資産合計	278,386	自己株式	△274
		評価・換算差額等	14
		その他有価証券評価差額金	17
		繰延ヘッジ損益	△3
		純資産合計	94,235
		負債純資産合計	278,386

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	201,298
売 上 原 価	167,842
売 上 総 利 益	33,456
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	24,979
営 業 利 益	8,477
営 業 外 収 益	8,771
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,482
そ の 他	289
営 業 外 費 用	3,313
支 払 利 息	667
固 定 資 産 売 却 損	339
固 定 資 産 廃 棄 損	404
為 替 差 損	1,147
そ の 他	757
経 常 利 益	13,935
特 別 利 益	350
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	350
特 別 損 失	5,920
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	3,942
事 業 構 造 改 善 費 用	1,442
関 係 会 社 株 式 ・ 出 資 金 評 価 損	344
そ の 他	193
税 引 前 当 期 純 利 益	8,365
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,255
法 人 税 等 調 整 額	△686
当 期 純 利 益	6,796

株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	
当 期 首 残 高	12,145	10,867	0	10,867	1,456	1	222	74,593
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				—				
当期純利益				—				
特別償却準備金の積立				—		1		
特別償却準備金の取崩				—		△0		
固定資産圧縮積立金の取崩				—			△3	
自己株式の取得				—				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)				—				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	1	△3	—
当 期 末 残 高	12,145	10,867	0	10,867	1,456	2	220	74,593

	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計						
	繰越利益 剰余金							
当 期 首 残 高	△9,924	66,348	△273	89,087	△29	△11	△40	89,047
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	△1,661	△1,661		△1,661			—	△1,661
当期純利益	6,796	6,796		6,796			—	6,796
特別償却準備金の積立	△1	—		—			—	—
特別償却準備金の取崩	0	—		—			—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	3	—		—			—	—
自己株式の取得		—	△1	△1			—	△1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)		—		—	46	8	54	54
事業年度中の変動額合計	5,137	5,135	△1	5,134	46	8	54	5,188
当 期 末 残 高	△4,787	71,484	△274	94,222	17	△3	14	94,235

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - 満期保有目的の債券…償却原価法
 - 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの：事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ…時価法
 - (3) 棚卸資産…主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき定額法を採用しております。また、営業権については、見込存続期間を償却年数（5年）とする定額法によっております。
 - (3) リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

販売した製品の品質保証費用の支出に備えるため、過去の発生実績に基づいて見積もった支出のほか、個々の案件について合理的に算定した見込額を加えて計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(6) 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用の支出に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(7) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

自動車用品セグメントにおいては、防振ゴム、ホース、内装品、制音品、燃料電池（FC）部材、ゴムシール材などを国内外の顧客に提供しており、一般産業用品セグメントにおいては、精密樹脂ブレード・ロール、車両用・住宅用・橋梁用防振ゴム、高圧ホース・搬送用ホースなどを国内外の顧客に提供しております。これらの製品については、顧客に製品を引き渡した時点で、履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引は、内規に基づき、金利変動リスクを回避するために行っております。

(4) ヘッジ有効性評価方法

ヘッジの有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段を明らかにした上で、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額を基礎として継続的（原則3ヶ月毎）に行っております。

ただし、名目金額、満期、基礎数値など、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が完全にもしくはほぼ一致しており、両者の経済的な相殺効果が明らかである場合には、事前判定をもって有効性の判定に代えることとしております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. グループ通算制度の適用

当社では、グループ通算制度を適用しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

42,825百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

連結計算書類「連結注記表(重要な会計上の見積りに関する注記)1.非金融資産の減損」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

2. 繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

4,632百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項
 連結計算書類「連結注記表(重要な会計上の見積りに関する注記) 2.繰延税金資産」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。
 また金額の内訳を単体計算書類「個別注記表(税効果会計に関する注記)」に記載しております。

3. 製品保証引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
 2,395百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項
 連結計算書類「連結注記表(重要な会計上の見積りに関する注記) 3.製品保証引当金」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 132,908百万円

2. 保証債務

関係会社の金融機関借入金等に対する保証債務 … 21,144百万円
 (37,293千米ドル、79,769千ユーロ、40,352千人民元、
 572百万インドルピー、13,799千ブラジルリアル、21,000千トルコリラ、
 4,561千香港ドル)

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

関係会社に対する短期金銭債権 …………… 30,764百万円
 関係会社に対する短期金銭債務 …………… 59,965百万円

4. 期末日満期手形及び電子記録債権

期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債権が期末残高に含まれております。

受取手形…………… 5百万円
 電子記録債権…………… 12百万円

5. その他

自動車用品事業において、同分野の競争法違反行為により損害を被ったとして、一部の自動車メーカーと損害賠償に関する交渉を行っております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高……………	54,564百万円
関係会社からの仕入高……………	44,512百万円
関係会社との営業取引以外の取引高…	9,799百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式……………	218,161株
-----------	----------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	1,233百万円
退職給付引当金	936百万円
減損損失	454百万円
製品保証引当金	733百万円
棚卸資産評価損	454百万円
有価証券評価損	96百万円
未払費用	113百万円
関係会社株式・出資金評価損	25,877百万円
その他	3,231百万円

繰延税金資産小計 33,127百万円

評価性引当額 △28,495百万円

繰延税金資産合計 4,632百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△2,097百万円
その他有価証券評価差額金	△7百万円
固定資産圧縮積立金	△97百万円
その他	△36百万円

繰延税金負債合計 △2,237百万円

繰延税金資産の純額 2,395百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (会社等)	マルヤス工業(株)	当社所有 直接 12.2% 当社被所有 直接 10.5%	原材料の購入	原材料の購入 (注)	百万円 10,288	買掛金	百万円 3,819

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 原材料の購入については、市場価格を勘案して、毎回価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)住理工大分 A E	当社所有 直接 100.0%	当社製品の製造 余裕資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1) (注2) 利息の受取	百万円 4,843 30	短期貸付金 長期貸付金	百万円 4,634 156
子会社	住理工商事(株)	当社所有 直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売	10,142	売掛金	4,751
子会社	住友理工ホース テックス(株)	当社所有 直接 100.0%	当社製品の製造 余裕資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 利息の受取	3,694 37	短期貸付金	3,011

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Sumitomo Riko America, Inc.	当社所有 直接 100.0%	当社製品の開発・営業 設計窓口対応 余裕資金の貸付 債務の保証 役員の兼任	資金の回収 (注3) 利息の受取 債務の保証 (注4)	百万円 8,396 338 5,599	短期貸付金 —	百万円 2,955 —
子会社	SumiRiko Tennessee, Inc.	当社所有 間接 100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	製品及び商品の販売	13,536	売掛金	9,812
子会社	Sumitomo Riko (Asia Pacific) Ltd.	当社所有 直接 99.9% 間接 0.1%	当社製品の開発・営業 設計窓口対応 余裕資金の受入 役員の兼任	資金の借入 (注5) 利息の支払	6,500 66	短期借入金	23,500
子会社	Sumitomo Riko Europe GmbH	当社所有 直接 100.0%	当社製品の開発・営業 設計窓口対応 余裕資金の貸付 債務の保証 役員の兼任	資金の貸付 (注3) 利息の受取 債務の保証 (注4)	20,570 912 12,406	短期貸付金 長期貸付金 —	32,883 7,509 —
子会社	住友理工企業管理(中国)有限公司	当社所有 直接 100.0%	当社製品の開発・営業 設計窓口対応 余裕資金の受入 役員の兼任	資金の借入 (注5) 利息の支払	9,046 289	短期借入金	18,756

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については反復的に取引を行っているため、月末平均残高を取引金額として記載しております。
- (注2) (株)住理工大分AEへの長期貸付金に対し、合計156百万円の貸倒引当金を計上しております。また当事業年度において、貸倒引当金繰入額156百万円を計上しております。
- (注3) 資金の貸付については市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額には純額を記載しております。
- (注4) 当社は金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。なお、取引金額には債務保証の期末残高を記載しております。
- (注5) 資金の借入については市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額には純額を記載しております。

3. 同一の親会社を持つ会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の 親会社を 持つ会社	住電装プラテック (株)	—	不動産の売却	不動産の売却 (注)	百万円 2,854	未収入金	百万円 —
				該当取引に係る 固定資産売却損	339		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 不動産の売却価額については、不動産鑑定士の鑑定評価額に基づき決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額…………… 907円64銭
- 1 株当たり当期純利益金額…………… 65円45銭

重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

住友理工株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 森本 泰行
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 金原 正英
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友理工株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、住友理工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

住友理工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森本 泰行
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 金原 正英
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友理工株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第136期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月8日

住友理工株式会社 監査役会

常勤監査役 大 橋 武 弘 ㊟
 常勤監査役 前 田 裕 久 ㊟
 社外監査役 関 根 愛 子 ㊟
 社外監査役 百 嶋 計 ㊟
 社外監査役 小 池 達 子 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

【会場】 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋 3階
ホール&カンファレンス ホール
TEL 052-589-2795



会場への詳しいアクセス方法は、以下ウェブサイトからご確認いただけます。
<https://www.jptower-nagoya-hall.jp/access/>

- JR「名古屋駅」桜通口出口から徒歩約1分
- 地下鉄東山線・桜通線「名古屋駅」10番出口から徒歩約1分

※本総会出席者用の駐車場のご用意はございません。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。